

居住衛生設備規則

規則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 29 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 検査の種類

-1. 検査の種類は次の~~(1)~~から~~(6)~~に示すとおりとする。~~以下本章において(2)、(3)及び(4)を定期的検査という。~~

(1) ~~登録検査~~登録のための検査（以下、登録検査という。）

登録検査の種類は、次の通りとする。

(a) 製造中登録検査

(b) 製造後登録検査

(2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）

維持検査の種類は、次の通りとする。以下、本章では、(a)、(b)及び(c)を定期的検査と言う。

~~(2a)~~ 年次検査

~~(2b)~~ 中間検査

~~(4c)~~ 定期検査

~~(5d)~~ 臨時検査

~~(6e)~~ 不定期検査

~~2. 登録検査の種類は、製造中登録検査及び製造後登録検査とする。~~

1.1.3 検査の実施及び時期*

-7.を次のように改める。

-7. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのこの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。